

令和5年度 第1回
刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画
懇話会議事録

日 時 令和5年8月3日（木）午後3時00分～午後4時40分
場 所 刈谷市役所 7階 大会議室A
委 員 （敬称略）

<出席者> 15名

愛知教育大学 名誉教授	都築 繁幸
刈谷医師会 副会長	鈴木 一正
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会 副会長	中野 カズヨ
刈谷市社会福祉協議会 会長	杉浦 芳一
社会福祉法人 観寿々会 施設長	橋口 磨理子
刈谷市障害者支援センター 所長	相澤 道子
刈谷市身体障害者福祉協会 会長	石川 恵美子
刈谷市肢体不自由児・者父母の会 会長	藤井 孝
刈谷手をつなぐ育成会 会長	篠原 真由美
刈谷地域精神障害者家族会 会長	長谷川 宏
刈谷地区心身障害児を守る会 副会長	榎島 はつき
刈谷児童相談センター 主査	鈴木 雄二
衣浦東部保健所 健康支援課長	杉原 孝子
刈谷公共職業安定所 所長	飯田 真由美
刈谷市教育委員会 委員	鶴田 英孝

<欠席者> 3名

刈谷市歯科医師会 副会長	加藤 佳典
刈谷市薬剤師会 理事	福島 恵子
刈谷市ボランティア連絡協議会 顧問	富田 宜弘

(事務局)

福祉健康部 部長	加藤 雄三
〃 福祉総務課 課長	杉浦 隆司
〃 〃 課長補佐	中村 智
〃 〃 障害企画係長	佐藤 圭一
〃 〃 主査	澤田 知秀
〃 〃 主事	大野 翔太郎

開会

資料の確認

- ・次第
- ・刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画及び刈谷市障害児福祉計画懇話会 委員名簿
- ・資料1 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の趣旨等について
- ・資料2-1 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針について
- ・資料2-2 【参考】前回基本指針
- ・資料3 刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画 スケジュール
- ・資料4-1 刈谷市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画骨子案
- ・資料4-2 障害者計画施策体系の新旧比較

新委員の紹介

1 あいさつ

(会 長) 本懇話会は、先ほど事務局から説明があったように、現行の障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗管理と次期の障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定するために設置するものである。委員の皆様には活発なご意見をいただきたいと思うので、ご協力のほど、よろしく願います。

2 議事

議題(1) 刈谷市障害者計画・第7期刈谷市障害福祉計画・第3期刈谷市障害児福祉計画の趣旨等について

— 資料1、資料2-1、資料3に基づき事務局より説明 —

(会 長) ただ今の説明に対して、ご質問・ご意見等あるか。

(委員) 資料2-1及び資料2-2の4-6「就労定着支援事業の就労定着率」について質問する。資料2-1を見ると「就労定着率が2割5分以上(利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業者の割合)」となっているが、よく分からない。また、資料2-2を見ると就労定着率が7割以上となっている。この違いについても教えていただきたい。

(事務局) 資料2-1については、就労定着支援事業者全体の2割5分以上が就労定着率7割以上を目指すという見方になる。逆に言えば、就労定着率7割以上を達成する事業者が全体の2割5分以上となることを目指すというものである。資料2-2では「就労定着率が7割以上(就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業者の割合)」となっている。つまり、事業者全体の7割以上が就労定着率8割以上を目指すというもので、資料2-1は今回の国の基本指針、資料2-2は前回の国の基本指針であるが、今回は目標が下方修正の形で示されている。

(会長) 他にいかがか。

(委員) 資料2-1の6「相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制」には、内容として2点載っている。

1点目に「基幹相談支援センターの設置」とあるが、これは既に設置されているセンターのことか。

2点目に新規として「協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等」とあるが、具体的なことを知りたい。

(事務局) 1点目の基幹相談支援センターの設置について。おっしゃるとおり刈谷市には既に基幹相談支援センターが設置されている。ここのイメージとして、国は基幹相談支援センターが地域における相談体制の中核機関となることを求めていると認識している。

2点目の新規項目については、まだ具体的に示されていない。意味合いとしては、協議会で課題のケースに対する支援策を検討し、それで不十分な場合には新たな支援策を開発していくというものである。今までは個人情報共有することについて難しい部分があったが、これからは協議会で個人を特定して議論できるようになった。ただ、その具体的な内容が国からまだ下りてきていない。今のところ、個人を特定しながら協議会で話し合う場合、各委員が守秘義務を負うなどのルールが課されるということは示されている。

ただ、支援策の検討について協議会本体で行うのか、部会で行うのか、についてもその有効性を含め検討する必要があると考える。

(委員) 資料2-1の1-2、施設入所者数の削減が気になる。どこまでできるのか。うちの法人でも100床ある。5%以上削減というのは結構大きい。地域生活移行後の暮らし方(グループホームか一人暮らしなのかなど)について、今後皆さんで話していかなければならないと改めて思った。

(会長) これは大事なポイント。刈谷市だけではなく日本全体の大きな問題なので、

慎重に審議する必要がある。

(委員) 私は製造業を営んでいるので、就労についてお願いされることもよくある。ただ、製造業に就くにはクレーン操作等の資格やコンピューターの知識も必要なため、私どもの会社での障害者雇用は残念ながら0になった。かつては手帳をお持ちの方も就労されていたが、今は充足率が0なので60万×2人の120万円(障害者雇用納付金)を納付している。このままではだめなので、建設中の新しい工場にはバリアフリーのトイレやエレベーターを設置する計画を立て、障害者雇用を目指している。政府目標も上がってくる中、どうかして障害者を雇用していく努力が必要だと認識している。

(委員) 医療機関なので、いろいろな障害者の方の病気に向き合っている。施設入所者数の削減についてだが、地域生活移行を希望されている方のみを対象とするのか、それとも単純に入所者数の5%以上を削減し、地域生活移行を進めるということか。

(事務局) 国の数値目標としては機械的に5%以上の削減を目指すものである。徐々に施設入所者数を減らし地域生活への移行を進めていくというのが国の方針。一方、当事者の意向を確認、意思決定への配慮という言葉も今回の指針に入っている。そのため、数値目標としては5%以上の削減だが、前段として希望に応えられるようにということも目標として求められているものと解釈している。

(委員) 私たち民生委員は高齢者に関わるのが中心で障害者との関わりは少ない。この場で皆さんの話を聞かせていただきながら勉強したいと思っている。

(会長) 障害者も高齢者になっていく。カテゴリー別ではなく全体的な問題である。

(委員) 障害者の団体も平均年齢が74歳ぐらいで施設に入る方も多く、会員数が減少しつつある。障害について、また勉強したい。

(会長) 他にご意見等あるか。

(委員) 資料2-1の2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について。第5期計画では各市町村において協議の場を設置するということが記載されていた。だが、第6期ではその言葉が消えている。3の「地域生活支援拠点等の整備」も同様。協議の場の設置に関する項目が必要ではないかということの問題提起したいと思う。

厚労省が「にも包括」構築のための手引きを作成している。その中に精神障害者、家族等の意見や視点が重要ということで協議の場への参加を求める旨が記載されている。刈谷市でも協議の場の設置が進められていると思うが、当事者も家族会も参加していないのが現状であるため、参加できるようにお願いしたい。

(事務局) 協議の場の目標設定について。資料2-1の2に※成果目標の設定は県と記載しているとおり、市町村が設定するものではない。県が設定した成果目標を達成するための活動指標というのがあり、ここで引き続き協議の場の

開催回数を設定するよう指針でも示されている。

当事者及び家族会の協議の場への参加の件だが、現在、刈谷市における「にも包括」について自立支援協議会の傘下に設置している地域生活支援連絡会で検討しており、そこには支援者側の関連機関が集まっている。厚生労働省が示す「にも包括」ケアシステムを構成する7つの要素ごとに体制の整備に取り組んでいくこととしている。検討の中で、支援者側の精神障害者の方に対する理解や支援の知識が十分ではないという意見が出ており、障害理解を深めることが目下の課題になっている。そうした状況の中、当事者や家族を支えるために必要な社会資源を整えていくため、まずはピアサポーター等の人材育成の部分に焦点を当てて取り組んでいくこととしている。現在は支援者側の精神障害に対する理解や知識を深めるとともに、各関係機関が連携を強化し当事者の方及びご家族を支えるためどういった役割を果たすべきかについて整理、認識する作業に取り組んでいる。今後具体的に制度を形づくっていく際には、当事者の方とご家族の意見を取り込んでいくことが必要になると認識しているので、その際にはご協力をお願いしたい。

(委員) ある程度進んでから参加というのはおかしい。厚労省の手引きでも最初の現状分析の段階から当事者や家族の意見が必要と言っていると私は理解しているが、違うのか。

(事務局) ご意見として承り、どのタイミングで検討部会の場にお越しいただくかということを考えていきたい。

(委員) タイミングを見計らうのではなく、スタートの段階から我々も参加できるようお願いしたい。

(委員) 途中から家族会のメンバーが入るのではなく、最初からということを経験者が言われていた。地域生活支援拠点の検討部会において、1年目は家族会のメンバーを除いてスタートし、2年目に家族会を入れていただいたという経緯がある。そのときの私の正直な印象だが、ある程度進んでいたため地域生活支援拠点の事業内容を理解するのに苦労した覚えがある。私たちの意見が言える頃には既に具体的な検討に入っていた。はじめから私たち家族会も入る形で共に理解しながら進める方が、より障害者目線に沿ったプランづくりができるのではないかと思う。そういった刈谷市としての手法を考えていただきたい。2年目、3年目からではなく、最初から当事者の意見を聞きつつ共に案を練っていくというような姿勢でお願いできればと思う。

(会長) どういうプロセスで議論していくかということについて事務局に前向きな検討をお願いしたい。他、よろしいか。では、議題(1)については終了とする。

議題(2) 刈谷市障害者計画・第7期刈谷市障害福祉計画・第3期刈谷市障害児福祉計画の骨子案について

— 資料 4 - 1 前半部分 (P1~55) に基づき事務局より説明 —

(会 長) 　ただ今の説明に対して、ご質問・ご意見等あるか。

(委 員) 　今年、基本計画を策定するというところで、昨年度にアンケート調査やヒアリングが行われた。計画立案のための手順を丁寧に踏んでいただき、有り難い。地域の実態やニーズに合わせた対応といったものの根拠が、こういったところに出てくるのではないかと期待している。

次に申し上げたいのは自分の子どものこと。現在 41 歳の娘は生まれたときに酸欠で脳性まひになり、身体の 1 級、全面介助である。そういう子どもを持つ親として今から意見を述べる。障害者は生まれてから医療を受け、学校に入るまで大変なことがあり、学校でいろいろなサポートを受けながら成長する。だが、18 歳になり成人すると外に出されてしまう。今は福祉サービスが充実しているが、私の娘が小さい頃はずっと親がかりだった。親の会の者にとっては、いわゆる親亡き後の問題が重要な位置を占めている。この計画には乳児期から成人に至るまでのいろいろな支援策が網羅されているが、障害者が親を亡くし一人になったときのことが書かれていない。障害があっても判断力があればよいが、うちの娘にはそれが無い。そういった障害者に対する支援がないと、子どもが地域で安心して生活できない。親が活着している間はよいが、障害者の人生の後半部分が非常に心配。その視点が弱いように感じる。31 ページの (4) に「グループホームは充実しつつありますが、重度の障害のある人や一人暮らしを支える支援など、『親亡き後』を支えるための多様な暮らしを支援していくことが重要です」とあるが、ここをもう少し重要視してほしい。39 ページにはグループホームや短期入所、41 ページには地域生活支援拠点等の整備について記載があるが、他にも取り組むべきことがたくさんあるように感じる。親亡き後を見据えた問題を計画に位置付け、具体的な対応策を示せるような検討部会を設けていただきたい。刈谷市の条例には「人にやさしい街づくり」、愛知県の障害者福祉プランの基本理念には「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現」とある。今はこういう大きな理念に沿った対応策が足りないと障害者の親として思う。繰り返しになるが、親亡き後の問題をさらに深掘りした形で位置付け、具体的な対応策を示せる検討部会等を設けることを切に希望する。

(事 務 局) 　障害者計画の 31 ページに施策の重点課題ということで、市としての認識を記述している。(4) に「『親亡き後』を支えるための多様な暮らしを支援していくことが重要です」と掲載しているので、これを基に具体的な施策を展開していく。障害者計画の各施策は分野別にまとめている。生活の場の確保として親亡き後を見据えたグループホーム等の整備、生活支援として障害のある人の家族支援、権利擁護として成年後見制度等を載せており、分野ごと

に分かれている部分があるが、これらに取り組んでいくということを示している。親亡き後といった分野はここにはないが、親亡き後を見据えた支援が重要であるという位置付けのもと、関連事業において対応していく方向性を出している。具体策や検討部会に関しては障害福祉計画に載せることを検討しており、障害者計画としては取り組みを組み合わせて親亡き後に備えるという位置付けで考えている次第だ。

(委員) 計画では個別に対応されているため、これはこれでよいのだが、具体策を練っていく中では焦点がぼやけてしまい、責任の所在もはっきりしなくなる。実際に運用・検討するところを明確にした上で取り組んでいただくようお願いする。

(会長) 委員の意見は、大変重要であると認識している。資料1の3ページをご覧ください。計画の策定体制が載っている。本懇話会と各担当課長で構成される策定部会、そして事務局という策定体制である。本日の懇話会では実態調査を基に示された案に対する皆さんからの意見を聞いている。どの段階で当事者の意見を取り入れていくかということについては、この懇話会で当事者の代表として率直に意見を出していただきたい。事務局には、それらの意見や要望に応じていただくようお願いしたい。現在、施策を決定していく際には当事者の声抜きには計画策定はできないということを重視している。本計画の目指す姿にもあるように「共に」ということが大事だと思っており、本懇話会では当事者の方にも入っていただいている。国レベルでは最初から当事者が委員として入っている。委員のご要望はもっともだと理解している。

(委員) 先ほど言ったとおり、途中参加では考えを理解するのに苦しむ。途中から入ると敵対関係のような感じになるが、最初から入ることができれば市の皆さんが勉強して一生懸命取り組んでおられると分かり、「共に」という姿勢が私たちの中にも生まれてくるのではないかと思う。以前、防災部会の委員に障害者を入れてほしいと頼んでいたのに、やがて部会自体がなくなり、そこで市の職員に対し疑心暗鬼になってしまった。一緒に汗をかいていく気持ちで私たちはここに参加している。意見を少しでも反映してくれれば、ここについては聞いてくれたということで参加の意義があったと感じる。最終的に決めるのは行政で私たちは弱いため、ここでお願いするしかない。皆さんの意見を十分聞き、それを少しでも反映するような計画づくりを求める。

— 資料4-1 後半部分 (P56~82)、資料4-2に基づき事務局より説明 —

(会長) これまでの説明や議論も含めてご意見等いただければと思う。

(委員) 委員がおっしゃっていた親亡き後の支援をどうしていくかということについて、切実な問題として拝聴していた。私が所属する児童相談センターでは親の虐待から守るため、措置対応として施設入所させるということをしてい

る。そういう意味では、親がいてもお子さんの権利擁護をする必要があるということになる。71 ページの成年後見制度利用支援事業の5年間の実績を見ると、件数としては多くない。ただ、児童相談所の立場で見ると今後件数が増えていくのではないかと感じている。それには成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことが影響している。以前は18歳から20歳までは未成年後見人の申立でよかったが、成人年齢が引き下げられたことにより成年後見人の申立をしなければならない。そういう法改正の影響もあり、今後、成年後見制度利用支援事業を利用する機会が多くなると感じている。

(委員) 計画において医療的ケアが必要な子どもたちへの支援を新たにお考えいただけるということで、教育現場としても非常に有り難い。積極的かつ継続的にお願いできればと思う。また、この中でタブレット端末の活用についても触れられている。タブレットに関してはコロナで登校できなかつたときや不登校児童生徒へのサポートにもなるが、医療的ケアが必要で長期欠席を余儀なくされるような子の学習支援としてもお考えいただけるのは非常に有り難い。刈谷市は他市に比べてICTのインフラがかなり整ってきていると自負しているので、今後も積極活用いただければと思う。

(委員) うちにも重度の障害を持つ娘がいる。これからはずっとこのまちで安心・安全に暮らしていくために親として何をすればよいかということと一緒に考えていきたいと思うので、よろしく願います。

(委員) 68 ページの説明で就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、就労定着支援の利用が増えているとお聞きした。ハローワークとしても各事業所と連携し、引き続き一般就労への支援を進めてまいりたいと思っている。

(委員) 保健所としても精神保健福祉分野、難病の方や医療的ケア児の支援というところで関わりを持っているので、今後ともよろしく願います。

(委員) 皆さんから活発な意見が出ている。本当に親亡き後というのは待ったなしの状況で、育成会でも昨年度2人親御さんを亡くされた会員がいた。幸いなことに皆様のご尽力のおかげでその子たちも日々過ごせており、会費を徴収せずに行事に参加できる特別会員という待遇にしている。この待遇は今年度より設置したものである。グループホームや日中一時支援の事業所の設置によってショートステイや体験入所をする子がにわかが増えてきた。どこの親の会も等しく高齢化になっているが、幸いなことに当育成会の会員は毎年2～3人ずつ増えている。このように保護者の方は一生懸命活動されている。この懇話会は錚々(そうそう)たるメンバーで、会長からも心温まる言葉をいただきうれしく思う。72 ページにあるように移動支援事業の実績が少なくなっており、それはコロナの影響と説明されていた。確かにコロナの影響もあるが、それに加え事業所自体が減っているのも事実で、移動支援事業を使えない人が多々いる。数字を出すだけでなく本質をよく見ていただきたい。今回は親亡き後を重点課題としていただいているので、皆様のお力をお借り

しながら今後も頑張っていきたいと思っている。

(会 長) 30～33 ページをご覧いただきたい。基本理念、基本目標、施策の重点課題、施策の体系となっており、これをクロスさせている。例えば重点課題「(4) 障害のある人が安心・安全に暮らせるまちづくり」を施策の体系の随所に落とし込んでいる。次回にはもう少し具体的な案が出てくるということで、さらに皆さんの意見が反映される案にしていきたいと思う。

(委 員) 会長が今言われた「(4) 障害のある人が安心・安全に暮らせるまちづくり」について。「令和3年5月施行の改正災害対策基本法において、個別避難計画の策定が努力義務とされており、個別避難計画の策定促進が必要です」と書かれているが、まだまだ取り組めていない支部もある。実際に進めている所もあるようなので、そこを参考にしながら災害に備えてもらいたい。

(会 長) 他にはよろしいか。では、議題(2)については終了とする。

3 その他

(会 長) その他について、何かあるか。

(事 務 局) 今後の予定をお知らせする。第2回懇話会は10月25日(水)13:30の開催を予定している。委員の皆様にはあらためて出席依頼の資料を送付させていただくので、よろしく願います。

(部 長) 今日は大変お忙しい中お集まりいただき、また、貴重なご意見も多数いただき、どうもありがとうございました。事務局からの説明に十分ご納得いただけたか不安な面もあるが、ニーズが多岐にわたっており、そうなればなるほどこういった計画が重要になってくる。忌たんのない意見をいただき活発な議論をする中、少しでもよい計画にし、障害者の方が住みやすい刈谷市にしていきたいと思うので、今後ともご協力のほどよろしく願います。

(会 長) 以上で本日の懇話会を終了する。ご協力ありがとうございました。

閉会